

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
6月6日
(火曜日)

目次

- 告示
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(二件) (砂防課)……………一
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………二
- 岩国都市計画下水道の変更に係る図書の写真の縦覧(都市計画課)……………二
- 教委告示
山口県指定無形文化財の保持者の認定の解除……………三



山口県告示第二百十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和六十一年山口県告示第二百十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

清水場(2)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を海岸線に沿って結んだ線、標柱七号と八号を結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地	番	標柱番号
長門市	仙崎	向瀬戸	二五九〇の一	二五九〇の一	一号
〃	〃	大泊	三一七の三	三一七の三	二号
〃	〃	〃	三一七の三	三一七の三	三号
〃	〃	〃	三一七の三	三一七の三	四号
〃	〃	惣瀬戸	二九七	二九七	五号
〃	〃	〃	二五八三の二	二五八三の二	六号
〃	〃	〃	二五八五の六	二五八五の六	七号
〃	〃	〃	二五八九の二	二五八九の二	八号

山口県告示第二百十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十七年山口県告示第三百八十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

緑町(3)の②地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	地	番	標柱番号
下関市	彦島	緑町	五二四〇	五二四〇	一号
〃	〃	〃	五三三九の一	五三三九の一	二号
〃	〃	〃	五三三八の一	五三三八の一	三号
〃	〃	〃	五三三八の一	五三三八の一	四号
〃	〃	〃	五三三八の一	五三三八の一	五号
〃	〃	〃	九三六の二	九三六の二	六号
〃	〃	〃	五三三八の一	五三三八の一	七号
〃	〃	〃	五三三八の一	五三三八の一	八号

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五二四〇	五二五〇の一	五二五〇の二	五二五〇の九	九三九の一	九三九の二	五二五二の一	五二五二の二	五二五一の一	五二五〇の一	五二五〇の二	五二五〇の九	九三九の一	九三九の二	五二五二の一	五二五二の二
十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号



(一七二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年六月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ小郡店

所在地 山口市小郡下郷八一二の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社エネルギア& Bパートナーズ

住所 広島市中区小町四番三三三号

代表者の氏名 高木 廣治

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏

名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十年一月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五三〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五二台

(二) 駐輪場の収容台数

四四台

(三) 荷さばき施設の面積

六三平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二五立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社フジ

開店時刻 午前七時
閉店時刻 午後一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十一時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十九年五月二十五日

(一七二) 岩国都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
 岩国都市計画下水道岩国市公共下水道
 岩国都市計画下水道川下都市下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課



山口県教育委員会告示第二号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第二十七条第七項の規定により、次の山口県指定無形文化財の保持者の認定は、解除された。

平成二十九年六月六日

山口県教育委員会

鷺流狂言	山口県指定無形文化財の名称	山口県指定無形文化財の保持者	
	氏名	認定	死亡年月日
小林 栄治	昭和四十二年山口県教育委員会告示第二号		平成二十九年三月一日

平成二十九年六月六日印刷

発行人所

山口県知事